

(議題 2)

令和 3 年度新潟支部事業計画 (案) について

令和3年度 事業計画（案）（新潟支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ○今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のため、業務処理の効率化による給付金の迅速な審査・決定及びお客様の意見を踏まえたサービスの向上を推進する。 <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付支給申請の受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・「お客様満足度調査」の結果及び「お客様の声」を基に改善を図り、CS向上を目指す。 ・申請書類の郵送化を促進するため、各種広報や研修会等において周知を図る。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする</p> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加入者の医療機関窓口負担軽減のため、オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、限度額適用認定証の利用を促進する。 <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関に申請書を配置するなど利用促進を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

①保険給付の適正化のため、不正が疑われる申請について重点的に審査を行う。

【具体的事項】

- ・現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について特に重点的に審査を行う。具体的には、資格取得日から資格取得処理日まで相当期間経過し、その間に申請期間を含むものを特に留意し重点的に審査を行う。
- ・会社役員の報酬減額による現金給付の請求について特に重点的に審査を行う。
- ・疑義があるものは毎月の「保険給付適正化プロジェクト会議」に諮り、調査が必要と判断した場合は立入検査を実施する。

②傷病手当金と障害年金等の併給調整について、手順書に基づき迅速・確実に実施する。

(5) 効果的なレセプト点検の推進

①内容点検については、レセプト点検効果額向上を目的とした行動計画に基づき、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検により、査定率向上に取り組む。

②資格点検を手順書および毎月のスケジュールに基づきシステムを活用して効率的・効果的に実施する。また、医療機関照会を遅滞なく実施する。

③外傷点検を手順書および毎月のスケジュールに基づきシステムを活用して効率的・効果的に実施する。また、負傷原因照会をしたうえで、第三者行為等については第三者行為届を確実に取得し求償する。

【具体的事項】

- ・システムを活用した効率的・効果的な点検を実施する。
- ・内容点検担当点検員のスキルアップのための勉強会および研修会を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金の一次審査および協会けんぽの再審査について支払基金との十分な連携・協議を強化する。

■ K P I : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする

①協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

①多部位・頻回（3部位かつ月15日以上）、2部位請求の割合が高い施術所の申請について加入者に対する文書照会を行う。また、負傷部位を意図的に変更する、いわゆる「部位ころがし」と疑われる過剰受診の申請についても文書照会を行う。

②柔道整復施術受診における正しい知識を普及させるための広報を実施する。

■ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

(7) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

○審査手順の標準化の推進の実施状況を踏まえ、受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

①資格を喪失した加入者の保険証について、未回収者に対する催告と事前の周知広報を実施する。

②発生した債権については、事務処理マニュアルに基づき早期の回収を図る。

【具体的事項】

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内の保険証返納催告を確実にいき、スケジュールに基づき三次催告まで迅速に行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・就職を控えた学生等、間もなく保険証が切替わる者を対象に、説明やチラシ配布による周知を実施する。
- ・資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し確実な回収に努める。
- ・文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、費用対効果を考慮の上、法的手続きにより回収に繋げる。
- ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り着実な回収に努める。

■ K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

	<p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>○被扶養者資格確認対象事業所からの提出率を上げるため、未提出事業所に対する勧奨を確実に実施する。また、未送達事業所は日本年金機構との連携により確実に送達する。</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未提出の事業所に対し、文書や電話で早期の提出を促す。 ■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.1%以上とする <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>○オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</p> <p>(11) 業務改革の推進</p> <p>○現金給付業務等の業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、最適な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>(加入者 40 歳以上 実施対象者数：439,877 人 実施見込者数：318,920 人 実施率：72.5%)</p> <p>○被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：343,278 人） 実施見込者数 281,920 人 実施率 82.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 69.9%（実施見込者数：240,000 人） ・事業者健診データ 取得率 12.2%（取得見込者数：41,920 人） <p>○被扶養者（実施対象者数：96,599 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 38.3%（実施見込者数：37,000 人）

【具体的事項】

○被保険者

- ・生活習慣病予防健診受診率の低い事業所を対象とした県央地域での協会主催の生活習慣病予防健診と健診当日の特定保健指導分割実施を行う。【新規】
- ・生活習慣病予防健診予約状況照会サービスの参加健診機関の拡大を図るとともに利用拡大に繋がる周知広報を行う。
- ・事業所カルテ等の可視化データを活用し、健診実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等へ幹部職員等の訪問による受診勧奨を行う。
- ・新適事業所に対する業務委託による文書・電話での受診勧奨を行う。
- ・大規模委託健診機関の受入れ態勢の拡大を働きかける。
- ・健診委託機関の不足地域での受入れ態勢の拡大や新規委託契約に向けた営業活動を行う。
- ・関係団体との連携などによる事業者健診データの取得促進に向けた積極的な働きかけを行う。
- ・健診委託機関や民間業者を活用した電話による生活習慣病予防健診の受診勧奨並びに事業者健診結果データの取得を促進する。

○被扶養者

- ・デジタル広告による受診勧奨広報を行う。併せて40歳代の被扶養者へのはがきでの特定健診制度の周知と受診勧奨を行う。【新規】
- ・過去2年間健診未受診者へ新潟市在住の男性への特定健診受診勧奨を行う。【新規】
- ・新規加入者への健診案内・受診券を送付する。
- ・協定市（新潟市・見附市・三条市・上越市・柏崎市・魚沼市）との連携による特定健診とがん検診の同時を実施する。
- ・協定市以外の未受診者の多い市における協会主催の集体会場での特定健診を実施する。
- ・自治体主催の未受診者対象の集団健診を広報周知する。

- K P I : ①生活習慣病予防健診実施率を69.9%以上とする（2年度67.8%以上）
②事業者健診データ取得率を12.2%以上とする（2年度10.9%以上）
③被扶養者の特定健診実施率を38.3%以上とする（2年度41.5%以上）

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

(加入者 40 歳以上 特定保健指導対象者数 : 57,910 人 実施見込者数 14,190 人 実施率 24.5%)

○被保険者 (特定保健指導対象者数 : 54,690 人)

- ・ 特定保健指導 実施率 25.3% (実施見込者数 : 13,860 人)

○被扶養者 (特定保健指導対象者数 : 3,220 人)

- ・ 特定保健指導 実施率 10.3% (実施見込者数 : 330 人)

【具体的事項】

○被保険者

<協会保健師等への対策>

- ・ 「健診・保健指導カルテ」等の活用し、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、幹部職員等が訪問による保健指導の利用勧奨を行う。
- ・ 支部内勧奨体制の整備や勧奨方法の改善により、訪問事業所数を増やす。
- ・ 健康宣言事業所での特定保健指導を拡大する。
- ・ 人材育成プログラムを活用した個別研修と支部内研修会での集合研修を併せて行い、協会保健師等の育成を実施する。
- ・ 戦略会議の開催、協会保健師等と保健グループ長・支部保健師との個別面談による進捗確認を行う。

<外部委託への対策>

- ・ 健診機関や民間業者を活用した委託を促進する。
- ・ 委託機関での健診当日の初回面接を実施促進、並びに分割実施の拡大を働きかける。
- ・ 委託機関の実施計画・実施状況の把握と委託機関との話しあいを行い、進捗管理の徹底を図る。
- ・ 健診機関や民間業者による ICT を活用した特定保健指導を実施する。
- ・ 特定保健指導支援者への血液検査等検査を実施する。

○被扶養者

- ・ **協会主催の集団会場での特定健診当日に特定保健指導分割実施をする。【新規】**
- ・ 協定市との個別契約による健診結果説明会での特定保健指導を実施する。
- ・ 新潟市との特定健診実施の委託機関による健診結果手渡し方式での特定保健指導を実施する。

■ K P I : 被保険者の特定保健指導の実施率を 25.3%以上とする
被扶養者の特定保健指導の実施率を 10.3%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,900人

【具体的事項】

- ・ 連続該当者の在勤事業所へ訪問し、インセンティブ制度を切り口として、受診勧奨への取組み依頼を行う。【新規】
- ・ 病院を併設する健診委託機関にて、健診結果通知時等における医療機関受診勧奨を強化する。【新規】
- ・ 委託による電話での受診勧奨を新潟支部適用の一次・二次勧奨対象者（新潟支部適用のみに変更）へ実施する。
併せて事業主への受診勧奨協力依頼文書を送付し、その後に委託による電話での依頼を行う。
（前年度未受診者在勤事業所 約4,300社）
- ・ 契約保健師による事業所訪問時に未受診者へ受診勧奨、並びに事業主・担当者へ受診勧奨協力依頼を行う。
- ・ 関係団体との連携による積極的な受診勧奨を行う。
- ・ 協定締結に基づく上越市・魚沼市・見附市在住の協会加入者への人工透析予防サポートを実施する。
なお、人工透析予防サポート未申込者へは契約保健師による電話での受診勧奨を行う。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

【具体的事項】

- ・ 南魚沼地域との連携によるCKD専門医への受診勧奨を行う。
なお、CKD専門医未受診者へは契約保健師による電話での受診勧奨を行う。

■ K P I : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。
- 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
- 保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。

【具体的事項】

- ・データヘルス計画促進のため、「にいがた健康経営宣言」事業所拡大に向けた事業所訪問・電話勧奨を実施する。
- ・「にいがた健康経営宣言」事業所に「事業所カルテ」を提供し、健康度や課題点を確認してもらう。
- ・健康経営普及に向け、経済団体、新潟県、新潟市、保険会社等と連携した事業を実施する。
- ・自治体、関係団体と協力連携し、事業所でのメンタルヘルス対策窓口設置と広報による案内周知を行う。【新規】
(目標)「健康経営優良法人 2022」認定 大規模法人部門 5 件、中小規模法人部門 150 件

■ K P I : 健康宣言事業所数を 500 事業所以上とする

v) 各種保健事業の展開

加入者の疾病予防や健康増進を図るため、地域の実情に応じて、創意工夫した取組みを進める。

【具体的事項】

- ・健診委託機関と協働した要治療者への受診勧奨を強化する【新規】
- ・事業所における歯科衛生士による歯の健康講話とブラッシング指導と併せて、歯科健診の普及に関する周知広報を実施する
- ・協定締結に基づく自治体等と連携事業を実施する

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

○健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。

【具体的事項】

〈広報〉

- ・本部で作成したパンフレット(「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレット)と動画等を活用した広報を行う。
- ・加入者や事業主が必要としている情報を伝えるため、健康保険委員アンケートの回答を基にした広報活動を実施する。
- ・理解度調査の結果等をもとに、新聞・ラジオ・デジタルメディア等を活用した重点広報を実施する。
- ・年間を通じた広報誌を発行する。 ◆けんぽ通信 ◆社会保険にいがた(一般財団法人新潟県社会保険協会発行)
- ・広報誌において、協定締結をしている、歯科医師会、薬剤師会へ記事提供を依頼し、内容の充実を図る。

- ・ ホームページ、メールマガジンの登録数の拡大と内容の充実を図る。
（加入者の視点に立ったわかりやすく工夫した誌面作り）
- ・ 関係団体と連携し、各種行事やイベントの場を活用したブース出展、健康相談、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを進めるための啓発活動を実施する。

〈健康保険委員〉

- ・ 新適事業所における委嘱を迅速に勧奨する。また、業種別・規模別に効果的・効率的な委嘱勧奨を行う。
- ・ 健康保険委員向けインセンティブを拡大する。
（けんぽ通信 Premium の定期発行・協会けんぽのしおりの発行・動画等作成）

■ K P I : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 54.0%以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

【具体的事項】

〈課題分析〉

- ・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。
- ・ 「新潟県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」において分析結果を踏まえ、使用促進に向けて意見発信する。

〈医療機関・薬局へのアプローチ〉

- ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

〈加入者へのアプローチ〉

- ・ ジェネリック医薬品を正しく理解してもらうため、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール・冊子を配布する。
- ・ 県や薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。
- ・ 加入者が安心して使用できるような記事を広報誌・ホームページ・メルマガに掲載する。

■ K P I : ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする。

	<p>(4) インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の重点広報の位置づけとして新聞・ラジオ・デジタルメディア等による広報を実施する。 ・事業所訪問によりインセンティブ制度の重要性を伝える。 ・広報誌・ホームページ・メールマガジンを活用した広報を実施する。 <p>(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p>【具体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果データから二次医療圏別、市町村別に分析し、HP掲載や意見発信を行う。 ・上手な医療のかかり方について、広報誌・ホームページ・メルマガ等で記事を掲載、各種研修会でのチラシの配布、動画等の作成を行う。【新規】 <p>■ K P I : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務

の効率化等の状況を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。

※山崩し方式の確実な定着に向け、日々の進捗管理と業務処理マニュアルに沿った事務処理の正確迅速な業務処理体制の構築を図る。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

③ OJTを中心とした人材育成（On The Job Training）

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
※自ら育つ職員の育成に向けて本部研修及び支部必須研修の実施だけでなく、支部の課題に応じた研修を実施する。

④ 本部・支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討状況を踏まえた対策を進める。

⑤ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。
※各部門における評価項目の進捗状況管理や定期的に他支部との比較を行いながら業績向上を図る。

Ⅱ）内部統制に関する取組

① 内部統制の強化

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

②リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報への取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

③コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検を実施する。

Ⅲ) その他の取組

費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聴き取り調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。